

国総観事第152-2号
平成20年7月23日

各地方運輸局企画観光部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局観光事業課長

旅行業法及び国際観光ホテル整備法の特例における添付書類等について

標記について、「観光圏整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）」の規定に基づき、旅行業法（昭和27年法律第239号）、旅行業施行規則（昭和46年運輸省令第61号）、旅行業法施行要領（平成17年国総振第386号）及び国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）との整合性を図りつつ制度を運用するために添付書類等を定めたので、観光圏整備計画を作成しようとする協議会等関係者に対して周知されたい。

記

1. 観光圏内限定旅行業者代理業の申請のための添付書類

① 申請書

旅行業法施行規則第1号様式による申請書を提出する。収入印紙を付し、「氏名」以下、「代理業者の指名」「住所」「商号」「主たる営業所の名称」「主たる営業所の所在地」「代理する旅行業者（旅行業者代理業の場合）」を記載する。

② 定款又は寄付行為

③ 旅館業の許可証の写し

④ 風営法に該当しない旨の宣誓書

⑤ 登記簿謄本（個人の場合は住民票）

⑥ 役員の欠格事由に該当しない旨の宣誓書（別添）

⑦ 旅行業務に係る事業の計画（別添）

⑧ 旅行業務に係る組織の概要

⑨ 旅行業務取扱管理者（観光圏内限定旅行業務取扱管理者）に選任する者の一覧表（別添）

⑩ 選任取扱管理者の研修の修了証明書または受講宣誓書（別添）

⑪ 選任取扱管理者の履歴書（別添）

⑫ 選任取扱管理者の欠格事由に該当しない旨の宣誓書（別添）

⑬ 観光圏内限定旅行業者代理業業務委託契約書の写し

2. 観光圏内限定旅行業者代理業を申請する際の注意事項

申請にあたっては、「観光圏内限定旅行業者代理業に求められる添付書類」（別紙）の整理に基づき、必要な書類を提出することとする。

3. 所属旅行業者の届出

観光圏内限定旅行業者代理業者が新たに認定登録された場合、その代理する旅行業者（所属旅行業者）は、旅行業者代理業者の新設に係る登録事項変更届を行わなければならない。その際、旅行業法施行規則第1号様式（3）は、観光圏内限定旅行業者代理業者について別に記入し、提出することとする。

4. 国際観光ホテル整備法の特例を受ける者

国際観光ホテル整備法の特例を受ける者は、観光圏整備実施計画の認定申請の際、宿泊約款の新旧対照表を添付するものとする。

以上